

令和7年度 徳島県障がい者施策推進協議会 議事録

1 日 時

令和8年3月17日（火）
10時から11時15分まで

2 場 所

徳島県庁万代庁舎 10階 大会議室

3 出席者

【委員】（16名）

櫻木章司（代理出席）、加藤真介、森泉摩州子、隅田優子、垂髪あかり、辻内恵子、井後浩二、冨樫一美、原照代、相原佳子、林徳太郎、島優子、笠井章夫、平光江、喜多一之、喜多久美子

【事務局】

障がい福祉課、労働雇用政策課、多文化共生・人権課、健康寿命推進課、住宅課、教育委員会特別支援教育課

4 会議次第

i 開会

ii 議事

- (1) 徳島県障がい者施策基本計画（進捗）について
- (2) 障がい者施策関連事業について
- (3) その他

iii 閉会

【議事 1 徳島県障がい者施策基本計画（進捗）について】

（事務局説明）

（会長）

ただいまの事務局からの説明につきまして、委員の皆様からの御意見を伺いたいと思います。

（委員）

資料 1 の「1 差別の解消、虐待防止及び権利擁護の推進」の 1 番「障害者差別解消法の認知度」と 2 番「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例の認知度」の達成率が非常に厳しい状況であるとの説明がありました。

この目標値が令和 11 年度には 95% 以上となっており、令和 6 年度の現状がそれぞれ 50.7%、30.6% となっていますが、今後どのように周知していく予定か教えてください。

（事務局）

障がい福祉課です。

障害者差別解消法及び障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例については、平成 28 年度に制定され、県民の皆様はもとより、県内市町村はじめ関係機関や団体に浸透させるため、パンフレットの配布、職員による出前研修会などを開催して周知啓発に取り組んできたところです。ただ、平成 28 年度の施行からかなり年数も経っているということもあり、認知度が少し上がってきていないことが考えられます。

今後については、これまで実施してきた、周知啓発に加えまして、一般の県民の皆様にも認知していただけるよう、大型ショッピングモールでのパンフレットの配布や、県庁のふれあいセンターを活用した企画展示など、様々な機会を捉えて積極的な周知啓発に努めて参りたいと考えております。

（会長）

県民の皆様も障がい者の差別は駄目だということは御存知だと思いますが、この条例や差別解消法までとなると、なかなか皆様への周知が難しいというのは私自身も感じています。他に何か御意見はございますか。

（委員）

関連の質問ですが、認知度が 95% 以上という目標設定自体が高すぎるのではないですか。高い目標を定めれば良いというのではなく、達成できる可能性を含めた目標値を設定すべきではないと思います。なぜ私がそういうことを言うかと言いますと、内閣府が世論調査を行っており、令和 4 年の調査の中で「障害者差別解消法を知っているかどうか」という項目があり、「知っている」が 24%、「知らない」が 74.6% です。この結果から見れば、徳島県の障害者差別解消法の認知度が 50% というのは立派なものです。

こういうことから考えても、目標値が少し厳しいかなと思います。それから、条例については、年度を追って認知度が下がっていますので、こういう点ももう少し考えたほうがいいのではないかと思います。もう1点加えますと、県は昨年、手話言語条例を制定しましたので、これも指標の一つに加えていく必要があるのではと感じております。さらに言いますと、障害者権利条約の認知度についても、内閣府の調査ですが、「内容も含めて知っている」が22.2%、「内容は知らないが条約があることは知っている」が22.4%、「知らない」が73.3%ですから、条例も含めて法制度の認知度は非常に厳しいなということを確認する必要があるのではないかと思います。

(会長)

他にございますか。

(委員)

アンケートの話ですけれど、「オープンとくしまeモニターアンケート」については、公募で一般100名、市町村推薦などで100名、さらにインターネットが使える15歳以上ということで、かなり対象が限られています。障害者差別解消法や障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例を、どこに周知したいかというターゲットをきちんと決めて、それに対する周知活動を行い、その結果がどうだったかということの評価していかないと、たった200人のモニターアンケートでどの程度意味があるのかと少し疑問に思いました。

(会長)

周知自体の難しさのお話と、目標値の設定、さらにこの数値の評価等の意見が出ましたが、事務局の方で何かございますか。

(事務局)

障がい福祉課です。

委員のお話のとおり、差別解消法等の認知度の目標値が95%以上というのは、達成が少し難しい、高い目標値を設定しております。今後、委員からお話のあった国の調査等を参考にさせていただきまして、来年度の改定に当たり、目標値の設定については、委員の皆様と検討させていただけたらと思います。

もう1点、手話言語条例の認知度等についても指標に加えてはどうかというお話があったかと思えます。現計画の中には、当然、制定されたのが昨年なので、指標としては入っていないですけど、次の改定の際に、徳島県の指標として加えていくことについては、委員の皆様と協議しながら、検討させていただければと思っております。

あと、アンケート調査方法の件については、既存の県の制度である「オープンとくしまeモニターアンケート」を使う形になりますと、限られた人数のサンプル調査になりますので、どこまで実態を反映しているかというのがなかなか難しいところがあります。今後、評価の仕方など、委員の皆様と協議しながら、このアンケートのあり方についても検討させていただければと考えております。

(会長)

来年度、計画の中間見直しの中で、議論になるかなと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、他に何か御意見等がございますか。

(委員)

資料1の4番「安全・安心な生活環境の整備」の1番に記載の「身体障がい者補助犬」の育成頭数が年1頭という実績ですが、何か理由があるのですか。それと、徳島県で補助犬を必要としている方は、実際どのくらいおられるのかを教えてください。

(事務局)

障がい福祉課です。

身体障がい者補助犬の育成頭数でございますが、毎年1頭ずつ育成していくということを目指して掲げておりまして、育成経費の予算を確保し、毎年実施しているところでございます。また、補助犬を必要とされている方につきましては、毎年度募集をかけておりまして、令和7年度は、1名の方から応募がございまして、先日貸与を行ったところでございます。

補助犬を必要とされている方の数値につきましては、明確な数値はございませんが、新規で必要とされている方というのはいらっしゃると思いますし、周知啓発に努めまして、応募いただけるようにしていきたいと考えております。また、貸与につきましては、長年補助犬を使われている方からの更新ですとか、そういった御要望もあり、随時更新していかないとイケませんので、引き続き続けていきたいと考えております。

(委員)

補助犬については、県の予算もありますし、1頭以上の育成は無理ですか。それと、募集はだいたい盲導犬になるのですか。

(事務局)

障がい福祉課です。
盲導犬になります。

(委員)

盲導犬を持つというのは、持つ側にも色々講習などがありますよね。そういうのが大変だから持たないという方も中にはおられると思います。本当に盲導犬なしの生活が不自由なくできているのか、盲導犬を持つことで、なかなか難しいかもしれませんが、生活が安定してくるのか。できればもう少し盲導犬の育成頭数をこれから増やしていただいて、障がいがある方の生活が潤ってくるよう頑張りたいと思います。

(事務局)

障がい福祉課です。

補足で説明をさせていただきます。現在、県から貸与している盲導犬の頭数は5頭で、介助犬は1頭となっております。先日、3月5日に貸与式を行いまして、盲導犬を新たに貸与したところです。その方からは、今まで白杖を使って生活していたけれども、1月ほどの訓練を経て盲導犬を貸与され、一緒に生活をする中で、非常に安心感があるというようなコメントをいただいております。その感想なども踏まえまして、今後の周知啓発に努め、更なる盲導犬、介助犬などの育成に努めていきたいと考えております。

(会長)

こういうデータを元に、本当に補助犬を必要とされる方へのしっかりとしたサポートができればいいかなと思います。

(委員)

今、介助犬の話が出ましたけれど、介助犬は目標値としては入れてないのですか。

(事務局)

障がい福祉課です。

盲導犬、介助犬、聴導犬を含めた身体障がい者補助犬ということで育成頭数の目標値としております。

(委員)

徳島県は介助犬がすごく少ないという話を介助犬協会の理事長がよく言っております。ですので、ここに補助犬とだけ書いてしまうと、介助犬の話が見えにくくなってしまいますので、中間見直しの時にはそこが分かるようにしていただいたほうがいいのではないかと思います。

(事務局)

障がい福祉課です。

承知いたしました。

(委員)

第1節の「1. 差別の解消、虐待の防止及び権利擁護の推進」の部分ですが、この1番と2番に関して、先ほど「ショッピングモールなどでパンフレットを配布する」というお話でしたが、それだけで周知されるものですか。例えば、教育の現場で小さい時から、障害者差別解消法について道德の時間などで取り上げたり、当事者と対話をするような研修を取り入れたりするというのは難しいですか。

(事務局)

特別支援教育課です。

委員からもお話がありましたように、幼少期の道德の時間等の中で、障がいに関する取扱いもありますので、その中で先ほど話しにあったチラシやパンフレットなどを活用していくのも一つの方法だとは思っています。現状、教育の現場の中で、そういったパンフ

レットなどを活用しているかどうかは把握できておりませんが、今後一つの方策としては有効なものと考えております。

(委員)

高校では、ホームルームの時間を使って、生徒も教員も障がい者差別解消法を勉強する時間をとっております。また、徳島のまちづくりに関しては、総合的な探求の時間の課題の中で、それぞれのグループが課題を作って、インクルーシブなまちづくりに取り組んでおります。アンケートの結果に反映されないのは何故かは分かりませんが、高校のほうでは既にホームルーム活動等で取り組んでいるところです。

(委員)

障がい者の差別解消というのはパンフレットを配るなどではなく、小さい頃から共に育ち合う中で、自然と身についていくものなのかなと感じています。小学校の道徳より前の幼児教育の段階からと考えております。計画の中にも「インクルーシブ教育システムの推進」が掲げられておりますので、そこともリンクさせながら、教育の中に、障害者差別解消法の中身を盛り込んでいくというのが必要ではないかと思えます。

(会長)

障がい者の方をどう理解し、一緒に社会で生きていくためのまちづくりをどのようにしていくかというような御意見だったと思えますので、来年度の見直しを踏まえて、施策を進めていただきたいと思います。他に何かございますか。

(委員)

資料1の9の4番「ノーマピックススポーツ大会の参加者数」についてです。そろそろノーマピックススポーツ大会が開かれるということで冊子が配られていますが、水泳やボウリング、フライングディスク等、種目がたくさんあります。これは、日が違えばすべての種目に参加できるのですか。それとも1種目だけしか参加できないのですか。

(事務局)

障がい福祉課です。

申し訳ございませんが、所管課がスポーツ振興課になりまして、本日出席しておりません。後日であれば、担当課に確認しまして委員にお伝えさせていただきます。

(委員)

私個人の質問ではないので、今すぐの回答は結構です。昔、私が出場していた頃には1種目しか出られませんでした。ただその時、東京都では日が違えば何種目でも出てもいいという取扱いをしていました。なぜこのような質問をするかと言いますと、令和11年度の目標が年400人なので、スポーツ好きな人がたくさん出られれば、それだけ達成が早くなるということで質問いたしました。計画見直しに向けて、そのあたりを考慮いただければいいのではないかと。

それから、出場する方としてもたくさん出られる方が面白いです。ボウリング、陸上、フライングディスク、卓球、ボッチャなど色々出られますから。私が出場した時は水泳でしたが、泳ぐのは1種目だけでした。参加人数が少ないと、始まってすぐ終了になってしまい、非常に時間が短いので、少なくとも2種目に出られるように要望したところ、2種目出られるようになり、充実した競技内容になったという記憶があります。

(事務局)

障がい福祉課です。

確認いたしましたら、現在の大会につきましては、出場できる競技および種目は「1人1競技1種目とする」となっております。ただし、水泳については2種目とされているようです。

(委員)

その水泳の2種目というのは、私が当時、ノーマライゼーション促進協会のスポーツ委員会で委員長を長い間務めておりましたので、2種目出られるようにしてもらった経緯があります。やはり、他の都道府県の情報を得て、良いものはどんどん取り入れていただければ、この設定目標も、決して達成が難しい数字ではないと思います。

(会長)

ただいまの皆さんの意見を踏まえまして、引き続き積極的な取り組みをお願いします。それでは、議題1は終えることとしたいと思います。

次に議事2に移りたいと思います。「障がい者施策関連事業について」ということで、事務局より説明をお願いいたします。

【議事2 障がい者施策関連事業について】

(事務局説明)

(会長)

ただいまの事務局からの説明につきまして、委員の皆様から御意見等を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

資料2-1と資料2-2がありますが、資料2-1が令和7年度の予算額で、資料2-2が令和8年度の予算額と思いますが、資料2-2の上段の記載が令和7年度となっております。令和8年度予算ということでよかったですか。

(事務局)

障がい福祉課です。

誤字になります。資料2-2は令和8年度になりますので、申し訳ございません。

(委員)

昨今、人件費や物価も上がっている中で、令和7年度と令和8年度の予算額が同じというのが気になりました。令和7年度予算額と令和8年度予算額は、全体的に比較したらどのようなようになっておりますか。

(事務局)

障がい福祉課です。

全体的に比較した額として、増減がどうなっているかというのは把握できていないのですが、個別の事業は、様々な要因で増えたり、減ったりしているものがありますので、個別事業ごとの比較という形の資料になっております。

(委員)

物価高や人件費が高くなってる分は、見直していただいておりますか。

(事務局)

障がい福祉課です。

個別の事業について、当然、人件費等で必要な部分については、財政課に折衝をする際に要求をしていると思います。そこが査定段階でどういう風に反映されているかというところまでは把握できておりません。

(会長)

限られた予算の中で、優先順位をつけながら努力されているのかなと思いますが、引き続き、必要なところに予算が付くようによろしくお願ひしたいなと思います。

(委員)

障がい者の団体としては、障がいを持っている人が暮らしやすい世の中を作るために、是非、予算を考えていただき、付けていただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

(会長)

この令和8年度の関連事業について、何か他に御質問はございますか。

(委員)

重点項目1の第3節の「教育の振興」についてお聞きします。教育の振興については「社会で活躍サポート事業」というのに予算が付いていると思います。先ほど検討した資料1の数値目標のところでは、3番の教育の振興では4つの項目の記載がありますが、令和8年度は、この社会で活躍サポート事業だけということでしょうか。それとも、今

までのところを引き続きやりながら、令和8年度は社会で活躍サポート事業を付け加えるという意味で考えていいですか。

(事務局)

特別支援教育課です。

御質問いただきました社会で活躍サポート事業については、令和7年度も同じ事業があり、継続して取り組んでおります。資料1の「3教育の振興」で4項目を指標として掲げておりますが、社会で活躍サポート事業は特に番号1が大きく反映されている事業になっております。その他の2から4の項目につきましては、他の事業の中で、ここに記載しているような取組みを進めていくという形で計画をしております。

(委員)

関連して、この基本計画の中で、第3節「教育の振興」で障がい者の生涯学習推進ということが記載されていますが、事業としては、生涯学習はどのように具体化されているのですか。

(事務局)

特別支援教育課です。

障がい者の生涯学習推進というところで、計画の23ページのところに記載している内容になりますが、まず1つは関係機関との連携というところで、徳島県パラスポーツ協会と協力させていただきながら、特別支援学校の多くの学校で行っております。ポッチャのスポーツなどの大会等を開催していただいている中に特別支援学校も参加させていただいており、そういう形で、卒業した後もスポーツなどを継続して取り組めるような体制づくりに努めております。もう一つは、読書活動の取組みということで、バリアフリー図書の関係も進めております。学校の中でも視覚に障がいがある方も読書を楽しめるような環境を設けており、継続的に取組みを進めているところです。

(会長)

引き続き、特別支援学校の卒業生のスポーツ、色々な文化活動、アートなど切れ目ない支援を引き続きお願いできたらと思います。それでは、議事2は終えることとしたいと思います。

続いて、議事3「その他」です。徳島県障がい者施策基本計画の中間見直しというところで事務局から御報告がございますので、事務局の方お願いいたします。

【議事3 その他について】

(事務局説明)

(会長)

ただいまの事務局からの御説明につきまして、委員の皆様から御意見等を頂戴したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(委員)

資料3別紙の2ページ目の⑥「障がい福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性の向上」というところの一番下に記載のある「障がい当事者が研修に関わることの重要性の記載」などが反映される予定となっておりますが、これは具体的にどのように研修に関わるのかを教えてください。

(事務局)

障がい福祉課です。

現段階では、概要案しか出ておりません。今後、国から詳しい通知等が出ると思いますので、来年度、協議会に諮る時にはもう少し詳しい情報がお示しできると思います。

(会長)

他に何かございますか。

(委員)

今後、医療的ケア児支援法が改正予定ですが、国の改正概要案は、その部分は反映されてないと理解していいですか。今度の改正は、「等」が入る、子どもだけでなく、大人も入るし、医療的ケア児だけでなく、いわゆる重度心身障がい者も法律の中に入ってくるので、医療的ケア児等支援センターの役割が非常に大きくなってしまい、今の規模では少し難しいと感じている。今の概要案で法律が成立してしまうと、対応しきれないような気がしますので、県計画の見直しの際には、この概要案に新しく加わる要素も検討していただければ。

(事務局)

障がい福祉課です。

今度の改正は概要案には反映されていないと思われます。計画については、厚労省からの通知等を参考に、総合的に勘案した施策の見直しという形になってくるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(会長)

以上で、本日の議事はすべて終了しました。今回の協議会に関する議事録の公開内容については、私に一任いただいでよろしいでしょうか。

(各委員) (「異議なし」)

(会長)

ありがとうございます。特に御異議無しとのことで、承りました。

それでは、進行を事務局へお返しします。

(事務局)

会長、ありがとうございました。

これもちまして、本日の会議を終了させていただきます。委員の皆様方には、お忙しいなか、熱心にご議論いただきありがとうございました。